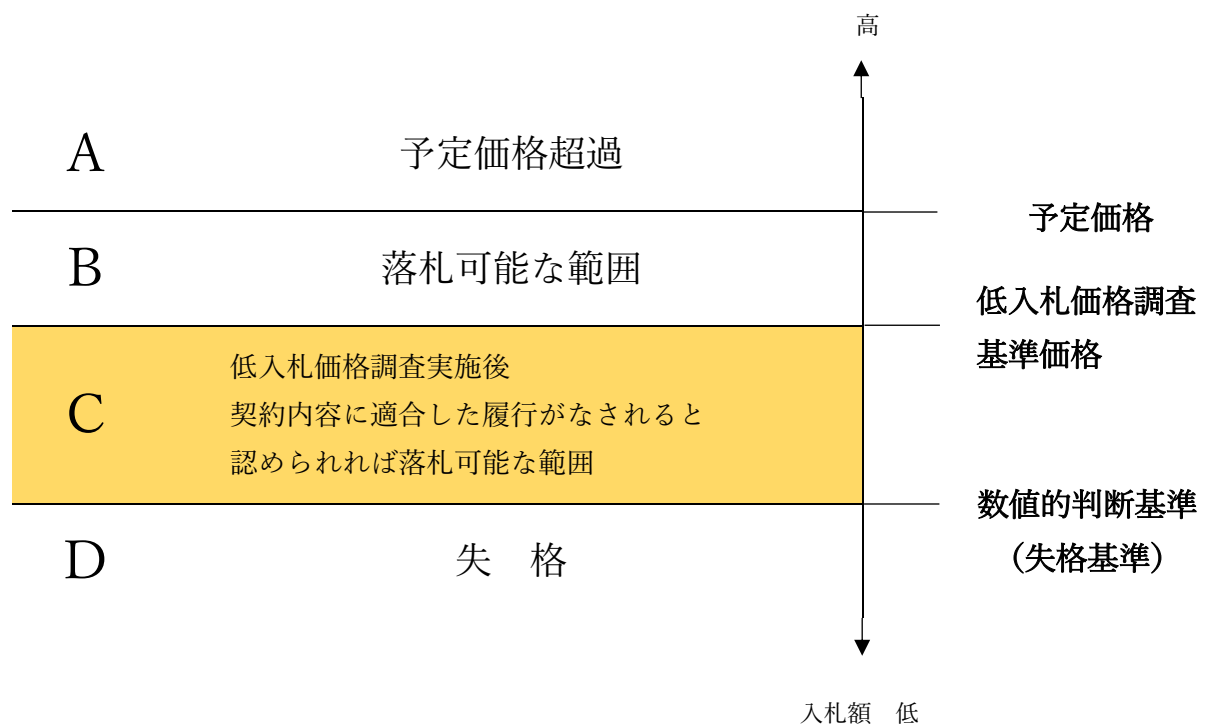


参考1) 低入札価格調査制度について

総合評価落札方式による建設工事（一般競争入札）においては、最低制限価格の代わりに低入札価格調査基準価格を導入しています。

低入札価格調査制度とは、あらかじめ基準となる価格（低入札価格調査基準価格）を定め、低入札価格調査基準価格を下回る価格での入札があった場合、契約内容に適合した履行が確保されるか否かを調査し、適正な履行がなされると認めるときは落札とする制度です。

低入札価格調査制度イメージ



- ① 予定価格を超過したもの（A）は、落札者となれない。
- ② 総合評価により、最高評価値入札者が、予定価格と低入札価格調査基準価格の範囲内（B）で入札している場合は、落札者となる。
- ③ 総合評価により、最高評価値入札者が、低入札価格調査基準価格と数値的判断基準（失格基準）の範囲内（C）で入札している場合は、調査対象者として、低入札価格調査を実施する。
この調査に基づき、契約内容に適合した履行がなされると判断した場合は、落札者とする。
一方で、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断される場合は、落札者とせず、総合評価による次の順位者について、同様に確認する。
- ④ 総合評価により、最高評価値入札者が、数値的判断基準（失格基準）を下回って（D）入札している場合は、契約内容に適合した履行がなされないと判断し、失格とする。

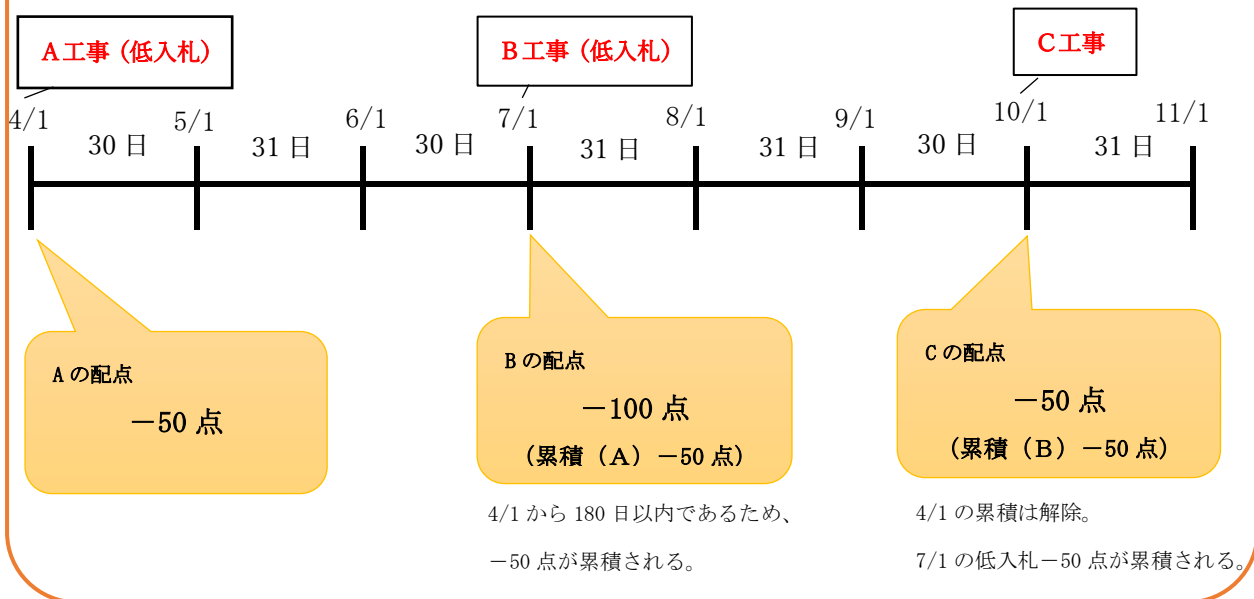
参考2) 総合評価における低入札に対する評価について

(評価基準および配点)

評価基準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
実績なし	0	0	0	0
本工事における入札において、低入札価格調査基準価格を下回る応札あり	-50	-50	-50	-50
過去 180 日以内に低入札価格調査基準価格を下回る 応札実績あり (応札回数により点数は累積される)	-50～	-50～	-50～	-50～

※低入札応札実績に伴う点数は 180 日間累積されます。

例) A 工事 (4/1 開札)、B 工事 (7/1 開札) を低入札価格調査基準価格未満で入札、
C 工事 (10/1 開札) を低入札価格調査基準価格以上で入札した場合。



低入札価格調査基準価格を下回る入札をした業者は、落札候補者とならなかった場合や、
失格 (技術提案書の不備等) となった場合でも減点対象となります。